

## 【協議 2】豊山町地域公共交通計画の一部改正について

### 1 目的

市町村地域公共交通計画において、国や県の事業の活用により運行を維持する系統の位置づけが必要となったため、本町計画に記載を追加する。

### 2 改正内容

現行計画の「6. 目標達成のために行う事業・実施主体」に、以下の記載を追加する。

#### 既存路線の維持

##### 【実施主体：豊山町、地域公共交通会議、交通事業者】

鉄道路線がない本町において、バスは通勤・通学や通院、買い物等の生活路線として町内外への移動手段として大変重要な役割を担っています。しかし、町や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しい状況です。

そのため、特に以下の路線については、地域公共交通確保維持改善事業における地域間幹線として国・県の支援を受け、維持に務めます。

- ・ 県営名古屋空港・勝川線（県営名古屋空港⇄勝川駅前）
- ・ とよやまタウンバス南ルート（航空館Bon⇄名古屋栄）

### 3 改正日

令和5年度第3回豊山町地域公共交通会議の日

豊山町地域公共交通計画新旧対照表（案）

新	旧
<p><b>6. 目標達成のために行う事業・実施主体</b></p> <p><b>既存路線の維持</b></p> <p><b>【実施主体：豊山町、地域公共交通会議・交通事業者】</b></p> <p>鉄道路線がない本町において、バスは通勤・通学や通院、買い物等の生活路線として町内外への移動手段として大変重要な役割を担っています。しかし、町や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しい状況です。</p> <p>そのため、特に以下の路線については、地域公共交通確保維持改善事業における地域間幹線として国・県の支援を受け、維持に務めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>県営名古屋空港・勝川線（県営名古屋空港⇄勝川駅前）</u></li> <li>・<u>とよまタウンバス南ルート（航空館B o o n⇄名古屋栄）</u></li> </ul> <p><b>6-1. 「人にやさしい安全な交通」のために行う事業</b></p> <p><b>6-1-1. バスの待合環境の整備</b></p> <p><b>【実施主体：豊山町、施設管理者、交通事業者】</b></p> <p><b>①乗り換え拠点の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「豊山町社会教育センター」バス停を乗り換え拠点とするため、点在するバス停についての案内サインの整備、社会教育センターの待合機能強化、バス停上屋の設置、サイクル&amp;バスライド*の拠点として駐輪場利用の推進を図ります。</li> </ul> <p><b>②バス待合環境の改善</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育センターのほかに、町役場庁舎、その他公共施設をバス待合施設として活用し、建屋内におけるバスロケーションシステムによるバス接近情報の提供や案内サインの整備、サイクル&amp;バスライドの拠点として駐輪場利用の推進を図ります。</li> </ul>	<p><b>6. 目標達成のために行う事業・実施主体</b></p> <p><b>6-1. 「人にやさしい安全な交通」のために行う事業</b></p> <p><b>6-1-1. バスの待合環境の整備</b></p> <p><b>【実施主体：豊山町、施設管理者、交通事業者】</b></p> <p><b>①乗り換え拠点の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「豊山町社会教育センター」バス停を乗り換え拠点とするため、点在するバス停についての案内サインの整備、社会教育センターの待合機能強化、バス停上屋の設置、サイクル&amp;バスライド*の拠点として駐輪場利用の推進を図ります。</li> </ul> <p><b>②バス待合環境の改善</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育センターのほかに、町役場庁舎、その他公共施設をバス待合施設として活用し、建屋内におけるバスロケーションシステムによるバス接近情報の提供や案内サインの整備、サイクル&amp;バスライドの拠点として駐輪場利用の推進を図ります。</li> </ul>

